

## 西条中央病院訪問看護ステーション指定訪問看護事業運営規程（医療保険）

### （事業の目的）

第1条 社会医療法人同心会西条中央病院が設置する西条中央病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）において実施する指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護師が、かかりつけの医師が医療訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な医療訪問看護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 看護師等は、訪問を受ける者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」）を行ってはならない。

4 前号の身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 西条中央病院訪問看護ステーション
- 二 所在地 愛媛県西条市朔日市804番地

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び医療訪問看護の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護職員  
看護師 1名（常勤、管理者と兼務）  
看護師 常勤換算4名以上

### （営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### （訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体状況や病状の観察と療養指導
- 二 栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- 三 認知症の方の看護を家族への相談・指導

- 四 小児の訪問看護とご家族への相談・指導
- 五 ターミナルケア
- 六 介護相談・指導、精神的支援等ご家族への支援
- 七 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- 八 医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

（利用料等）

- 第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により決定する
- 2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対して、費用の内容及び金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 その他利用料として次の額に消費税を加算した金額の支払いをうける。
- (1) 営業時間内で1時間30分を超える訪問看護加算料金:30分あたり1,100円(税込)加算
  - (2) 営業日以外の訪問看護加算料金:1回あたり基本療養費に3,300円(税込)加算
  - (3) 医療保険で対応できない場合(30分ごと):4,400円(税込)  
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時):5,500円(税込)  
深夜(22時～6時):6,600円(税込)
  - (4) 死後の処置料:11,000円(税込)
- 4 訪問看護に要した交通費、おむつ代等は実費相当の支払いをうける。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額に消費税額を加算した金額とする。
- (1) ステーションから5km未満:1回につき220円
  - (2) ステーションから5km以上10km未満:1回につき440円
- 5 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の利用料(個別の費用ごとに区分)支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、ステーションを中心に半径10km圏内とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

- 第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第11条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合

には、速やかに利用者の家族、病院（主治医・指定訪問看護管理者）に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する

#### （個人情報の保護）

第12条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションでの訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### （ハラスメントの防止・対応）

第13条 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 ステーションは、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指導に従わない場合は、サービスの提供を制限又は停止することができる。

#### （虐待防止に関する事項）

第14条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （業務継続計画の策定等）

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 ステーションは、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （その他運営についての留意事項）

第16条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 ステーションは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人同心会西条中央病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 ステーションの従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

#### 附 則

- この規程は、令和5年3月1日から施行する。  
この規定は、令和5年10月1日から実施する。  
この規定は、令和6年3月29日から施行する。  
この規定は、令和6年6月1日から施行する。